令和３年６月

【訪問購入のトラブル】

【相　談】

リサイクル事業者から不要品を買い取るという電話勧誘を受けました。自宅にある不要な着物を処分したいと思い、来訪を了承しました。アクセサリーなどの貴金属類を強引に買い取るトラブルもあると聞きます。事業者の来訪時に、気を付けることはありますか。

【アドバイス】

事業者が消費者の自宅を訪問して物品を買い取ることを訪問購入と言います。訪問買い取りや押し買いとも呼ばれ、事業者が守るべきルールや、消費者を保護するための制度が法律で定められています。

物品を売却する場合は、必ず契約書面の交付を受けましょう。事業者は、物品の種類や特徴、購入価格、契約日、事業者の住所、名称、連絡先、担当者名、クーリング・オフに関する事項等が記載された契約書面を消費者に交付するように定められています。書面の内容を確認し、大切に保管してください。

訪問購入には、クーリング・オフ制度があります。契約書面を受け取った日を１日目として８日間は、事業者に書面で申し入れすることにより、無条件で契約を解除することができます。この期間は、物品の引き渡しを拒むこともできます。

事業者が訪問してきた際に、買い取りを依頼していない物品について勧誘を受けてもきっぱり断りましょう。貴金属やブランド品などを売却するつもりがなければ、むやみに見せることは避けてください。相場より安く査定されてしまうことがあります。

また、次のような訪問や勧誘は禁止されています。

・消費者から勧誘の要請がないのに、突然消費者宅を訪問して買い取りを勧誘すること。

・訪問時に事業者名、買い取る物品の種類、勧誘の目的を伝えないで勧誘すること。

・消費者が断っているのに、居座ることや勧誘を続けること。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**

**■島根県消費者センター　電話０８５２（３２）５９１６**

**■同石見地区相談室　電話０８５６（２３）３６５７**